

重要事項説明書

(居宅介護支援事業)

利用者： _____ 様

事業者： 社会福祉法人 清勝会 _____

事業所： 居宅介護支援事業所 ひので _____

令和6年4月1日 作成

居宅介護支援事業所重要事項説明書

[令和6年4月1日現在]

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電 話 048-792-0830 (代表) (月～金曜日 9:00～18:00)
048-792-0640 (直通)

担 当 介護支援専門員 _____ / 管理責任者 飯塚 和美 _____
ご不明な点は、何でもおたずねください。

2. 居宅介護支援事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業所者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	居宅介護支援事業所 ひので
所在地	〒349-0136 埼玉県蓮田市大字上平野 616-1
事業所の指定番号	居宅介護支援事業 (埼玉県 第1175700804号)
サービスを提供する 実施地域※	蓮田市・伊奈町・桶川市・白岡 備考: 久喜市・上尾市・さいたま市一部は応相談

※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 事業所の職員体制

管理者 1名 介護支援専門員 1名以上

(3) 営業時間

月～金曜日 午前9時から午後6時まで

※ (土・日・祝日・12月29日～1月3日は休業)

(4) 事業計画及び財務内容について

事業計画及び財務内容については、利用者及びその家族にとどまらず全ての方に対し、求めがあれば閲覧することができます。

3. 事業の目的と運営方針

【 事業の目的 】

要介護状態または要支援状態にある利用者に対し、適正な居宅介護支援を提供することにより、要介護状態または要支援状態の維持・改善を目的として、目標を設定した計画的なサービスを提供します。

【 運営方針 】

- ▶ 事業の実施にあたっては、要介護者等の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。
- ▶ 事業所の介護支援専門員は、利用者の要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことが出来るよう援助を行います。
- ▶ 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター及び地域の保健医療福祉サービス等、綿密な連携及び連絡調整をはかり、総合的なサービスの提供に努めます。

4. 居宅介護支援申込みからサービス提供までの流れ

付属別紙2「サービス提供の標準的な流れ」参照

〈指定居宅介護支援の提供にあたっての留意事項〉

- ①指定居宅介護支援事業者は、サービスの提供開始に際し、あらかじめ利用者又はその家族に対し、利用者が病院等に入院する必要がある場合には、退院後の在宅生活への円滑な移行を支援するために、早期に病院等と情報共有や連携をとる必要がありますので、介護支援専門員の氏名及び連絡先を病院等にお伝えください。
- ②介護支援専門員は指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたとき、その他必要と認めるときは、利用者の口腔に関する問題、薬剤状況その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師、歯科医師又は薬剤師に提供します。
- ③介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師（以下「主治の医師等」という）の意見を求めます。その場合において、介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付します。
- ④指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができます。尚、利用者は当事業所が提案する各サービス（訪問介護・通所介護・地域密着型通所介護・福祉用具貸与）に関して、前6か月に作成したケアプランにおける事業所の割合記録の複写物の交付を受けることが出来ます。この場合事業者は交付に要する実費を当該利用者に請求します。
- ⑤居宅介護支援提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格・要介護認定の有無および要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所等に変更があった場合は速やかに当事業所にお知らせください。

5. 利用料金

(1) 利用料（ケアプラン作成料）

要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されるので自己負担はありません。ただし、保険料の滞納により法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日保険者の窓口に出しますと、全額払戻を受けられます。

居宅介護支援利用料

要介護1・2	<u>11,316円</u>	要介護3・4・5	<u>14,702円</u>
--------	----------------	----------	----------------

(2) 交通費

前記2の(1)のサービス提供地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、介護支援専門員がお訪ねするための交通費の実費が必要です。

1) 通常の実施地域を越えた時点から、片道10キロメートル未満 500円

2) 通常の実施地域を越えた時点から、片道10キロメートル以上 1,000円

(3) 解約料

お客様のご都合により解約した場合、下記の料金を頂きます。

1) 契約後、居宅サービス計画の作成段階途中で解約した場合

・・・・要介護1、2・・・・11,316円

・・・・要介護3、4、5・・・・14,702円

2) 保険者（市町村）への居宅サービスの届出が終了後に解約した場合

・・・・・・・・・料金は一切かかりません。

(4) 支払い方法

料金が発生する場合、月ごとの精算とし、毎月5日までに前月分の請求をいたしますので、15日以内にお支払い下さい。お支払いいただきますと領収書を発行します。お支払い方法はご契約の際に決めさせていただきます。

6. サービスの利用方法

1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込み下さい。当事業所職員がお伺いいたします。

契約を締結した後、サービスの提供を開始します。

2) サービスの終了

① 利用者のご都合でサービスを終了する場合

文書でお申し出下されば、いつでも解約できます。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させて頂く場合がございます。

その場合は、終了30日前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅支援事業者をご紹介いたします。

③ 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても自動的にサービスを終了いたします。

・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護区分が、非該当（自立）又は要支援と認定された場合・・・・・・・・・非該当または要支援となった日

＊この場合、条件を変更して再度契約することができます。

④ その他

利用者やその家族等が当事業所や介護支援専門員に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させて頂く場合がございます。

7. 秘密の保持

①当事業所は、業務上知り得た利用者とその家族の秘密を厳守致します。

②当事業所は、介護支援専門員その他従業者であった者から、業務上知り得た利用者とその家族の秘密が漏れることのないよう、管理を徹底いたします。

③当事業所は、サービス担当者会議等におきまして、利用者の個人情報を用いる場合は、あらかじめ利用者またはその家族からの同意をいただきます。

④オンラインツールなどを活用した会議の開催

利用者又はその家族の同意がある場合、サービス担当者会議及び入院中のカンファレンスをテレビ電話装置等（オンラインツール）を活用して行うことができるものとし

ます。その際、個人情報の適切な取扱いに留意します。

8、事故発生時の対応

介護支援専門員は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかにお客様がお住まいの市町村、家族に連絡するとともに、必要な措置を講じます。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その被害の発生について契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められるときに限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

9、感染症の予防及びまん延防止の為の処置

感染症の予防及びまん延を防止するため、次の措置を講じます。

- (1) 感染症の予防及びまん延防止のための従業者に対する研修及び訓練の実施
- (2) その他、感染症の予防及びまん延防止のために必要な措置
(委員会の開催、指針整備等)

尚、感染症予防に関する委員会・研修の開催は当事業所が所属する法人内で開催することとする。

当事業所での担当者は管理者：飯塚和美とする。

10、虐待の防止のための措置

- 1：利用者の人権の擁護・虐待防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止する為、次の措置を講じます。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置（委員会の開催、指針整備等）

尚、虐待に関する委員会・研修の開催は当事業所が所属する法人内で開催することとする。

当事業所での担当者は管理者：飯塚和美とする。

- 2：事業所はサービス提供中に、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

11、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保

男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、ハラスメント対策のため、次の措置を講じます。

- (1) 事業所は職場でのハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。

- (2) 利用者が事業者の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。

12、業務継続計画（BCP）の策定等

感染症や非常災害の発生時において、業務を継続的に実施、再開するための計画を

策定し、必要な研修及び訓練を定期的に行うなどの措置を講じます。
尚、業務継続計画（BCP）に関する委員会・研修の開催は当事業所が所属する法人内で開催することとする。
当事業所での担当者は管理者：飯塚和美とする。

13、身体的拘束等の適正化の推進

- ①利用者の生命・身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行いません。
- ②身体拘束を行う場合は、その態様・時間・利用者の心身の状況・緊急やむを得ない理由を記録します。

14、他のサービス事業所との連携によるモニタリング

人材の有効活用及び指定居宅サービス事業者等との連携促進によるケアマネジメントの質の向上の観点から、以下の要件を設けた上で、テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用したモニタリングを可能とします。

A：利用者の同意を得ること。

B：サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治医・担当者その他の関係者の合意を得ていること。

- ①利用者の状態が安定していること。
- ②利用者がテレビ電話装置等を介して意思疎通が出来る事（家族のサポートがある場合も含む）。
- ③テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは収集できない情報について、他のサービス事業者との連携により情報を収集すること。

C：少なくとも2月に1回（介護予防支援の場合は6月に1回）は利用者の居宅を訪問する。

15、サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所の相談・苦情窓口

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。担当介護支援専門員または管理者までお申し出ください。また、担当介護支援専門員の変更を希望される方はお申し出ください。

電話番号 048-792-0830(代表)
 048-792-0640 (直通)

管理者 飯塚 和美 (受付時間9:00～18:00)

第三者委員 木村 久 氏 蓮田市民生委員

問い合わせ先：蓮田市大字黒浜 2799-1 蓮田市役所福祉課内
048-768-3111 (代表)

(2) その他の窓口

当事業所以外に区市町村の窓口等に苦情を伝えることができます。

《苦情対応係 相談窓口》

・蓮田市 長寿支援課	電話 048-768-3111
・伊奈町福祉課 介護認定／給付係	電話 048-721-2111
・桶川市 高齢介護課	電話 048-786-3211
・白岡市 高齢介護課	電話 0480-92-1111

- | | |
|----------------------|-----------------|
| ・久喜市 本庁舎 介護保険課 | 電話 0480-22-1111 |
| 菖蒲総合支所 高齢者・介護保険係 | 電話 0480-85-1111 |
| ・上尾市 健康福祉部高齢介護課 | |
| 管理給付適正担当 | 電話 048-775-6473 |
| ・さいたま市岩槻区役所 高齢介護課 | 電話 048-790-0169 |
| ・埼玉県国民健康保険団体連合会介護保険課 | 電話 048-824-2568 |
| ・埼玉県社会福祉協議会 | 電話 048-822-1191 |

14、当法人の概要

法人種別・名称	社会福祉法人 清勝会
資本総額	7395 万円
職員数	70 名
設 立	平成 26 年 9 月
所在地・電話	埼玉県蓮田市上平野 616-1 電話 048 (792) 0840
	理事長 石川 誠司
法令遵守責任者氏名	施設長 石川 智子
事業内容	特別養護老人ホーム 従来型 60 床 特別養護老人ホーム ユニット型 40 床 居宅介護支援事業

(付属別紙1)

要介護認定前に居宅介護支援の提供が行われる場合の特例事項に関する重要事項説明書

利用者が要介護認定申請後、認定結果がでるまでの間、利用者自身の依頼に基づいて、介護保険による適切な介護サービスの提供を受けるために、暫定的な居宅サービス計画の作成によりサービス提供を行う際の説明を行います。

1. 提供する居宅介護支援について

- ・ 利用者が要介護認定までに、居宅介護サービスの提供を希望される場合には、この契約の締結後迅速に居宅サービス計画を作成し、利用者にとって必要な居宅サービス提供のための支援を行います。
- ・ 居宅サービス計画の作成にあたっては、計画の内容が利用者の認定申請の結果を上回る過剰な居宅サービスを位置づけることのないよう、配慮しながら計画の作成に努めます。
- ・ 作成した居宅サービス計画については、認定後に利用者等の意向を踏まえ、適切な見直しを行います。

2. 要介護認定後の契約の継続について

- ・ 要介護認定後、利用者に対してこの契約の継続について意思確認を行います。このとき、利用者から当事業所に対してこの契約を解約する旨の申し入れがあった場合には、契約は終了し、解約料はいただきません。
- ・ また、利用者から解約の申し入れがない場合には、契約は継続しますが、この付属別紙（1）に定める内容については終了することとなります。

3. 要介護認定の結果、自立（非該当）または要支援となった場合の利用料について

要介護認定等の結果、自立（非該当）又は要支援となった場合は、利用料をいただきません。

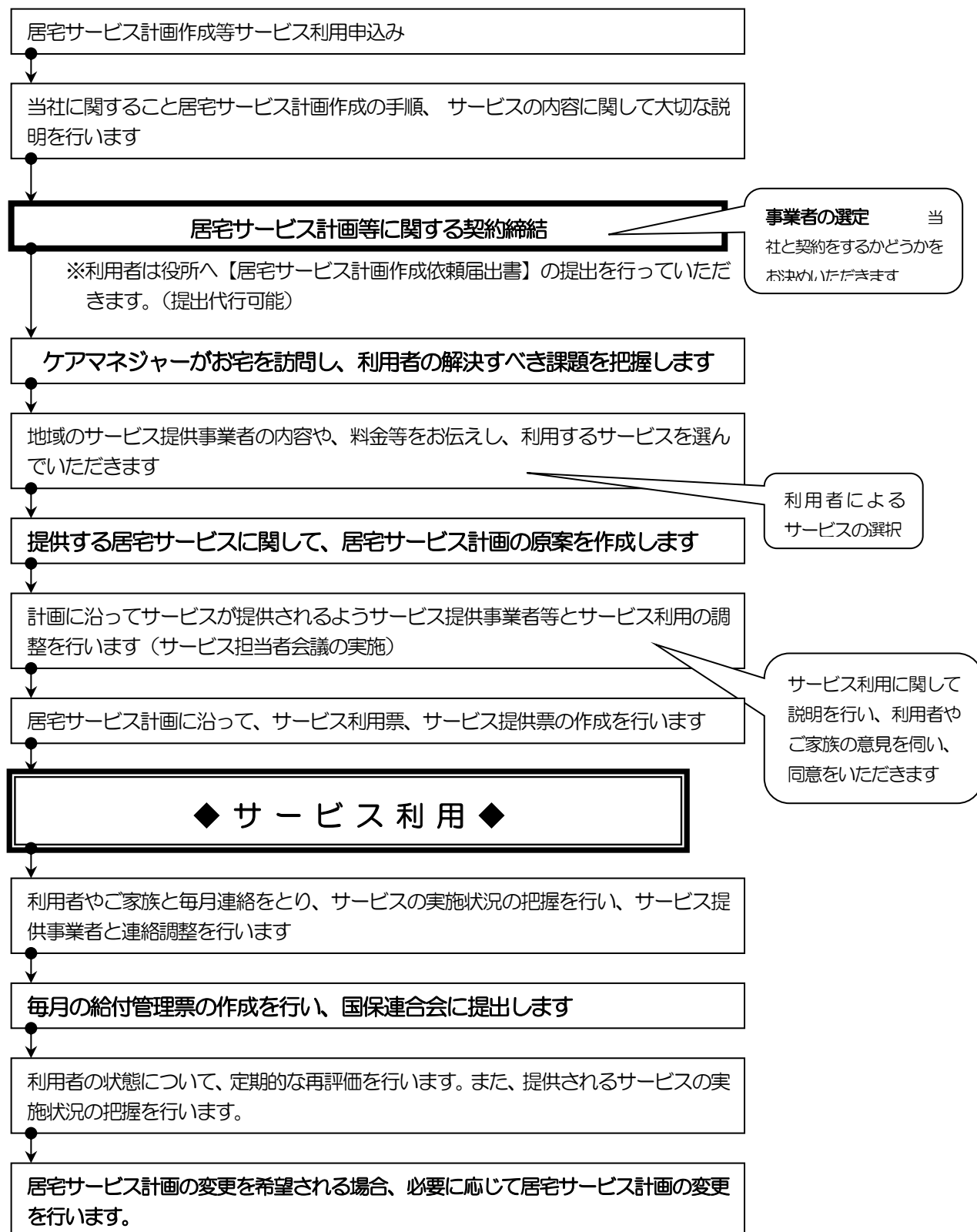
4. 注意事項

要介護認定の結果が不明なため、利用者は以下の点にご注意いただく必要があります。

- (1) 要介護認定の結果、自立（非該当）又は要支援となった場合には、認定前に提供された居宅介護サービスに関する利用料金は、原則的に利用者にご負担いただくことになります。
- (2) 要介護認定の結果、認定前に提供されたサービスの内容が、認定後の区分支給限度額を上回った場合には、保険給付とならないサービスが生じる可能性があります。この場合、保険給付されないサービスにかかる費用の全額を利用者においてご負担いただくことになります。

付属別紙2)

サービス提供の標準的な流れ



令和 年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面にもとづいて重要な事項を説明しました。

事業者 所在地 埼玉県蓮田市上平野 616-1
名 称 社会福祉法人 清勝会
居宅介護支援事業所 ひので
(介護保険事業所番号 1175700804)

代表者 理事長 石川 誠司 印

説明者 介護支援専門員
印

私は、本書面により事業者から居宅介護支援についての重要な事項の説明を受け同意しました。

利用者 住 所
氏 名 印

(代理人)
住 所
氏 名 印

本人との関係又は続柄